

八尾市立人権コミュニティセンター及び周辺施設整備基本構想（素案）についての 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について

八尾市立人権コミュニティセンター及び周辺施設整備基本構想を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、検討途中の素案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しましたので、その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。ご提出いただいたご意見等は原文の内容を基本としつつ、趣旨を損なわないように要約するとともに、同じ内容の趣旨のご意見については、まとめております。

(1) 意見募集期間

令和4年11月24日（木）～令和4年12月23日（金）

(2) 提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
直接持参	19	67
電子メール	3	11
F A X	0	0
郵便	0	0
八尾市電子申請システム	1	1
合計※	23	79

※複数項目にわたるご意見につきましては、関連項目ごとに整理し、本市の考え方をまとめましたので、意見件数とは一致しません。

八尾市立人権コミュニティセンター及び周辺施設整備基本構想（素案）についての市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について

番号	該当ページ	該当箇所	市民意見の主な内容	市の考え方
1	4	はじめに ■本市の計画における位置づけ	西郡地域と安中地域の利便制などを考えるとおのずから違う。p10～p11を比べてもわかるが、西郡地域は人口が下がっているのに、安中地域はH25から上がっている。団地の高齢化、空家の数も考えて、若い人が住める家賃を考えると、西郡地域に活気があふれるよう街づくりをやってほしい。 また、駐車場の車も考えてほしい。	本構想は対象となる公共施設の機能更新という視点での記載をしていますが、ご指摘のとおり対象の公共施設周辺では人口減少等の課題もあり、より大きなまちづくりの視点からの取り組みが必要であると考えていますので、構想を進めるにあたっては、人と活気であふれるまちに寄与できるよう、まちづくりの視点を持って取り組んでまいります。 また、施設の駐車スペースについては、必要となる台数を確保できるよう取り組んでまいります。
2	13	(2) 対象施設の概要 ①事業の概要 ■人権コミュニティセンターの事業概要	桂地区の人口減少並びに高齢化で、木曜日夜7時半からの識字教室は休んでいます。識字教室の希望者を探すとともに、受講生及び講師が参加しやすい時間帯、安全な時間帯を考えるべきだと思います。	識字教室への参加希望者の募集や実施時間帯については、参加者が参加しやすい実施形態を検討する必要があると認識しており、実施形態を検討する上での貴重なご意見とさせていただきます。
3	16	(2) 対象施設の概要 ①事業の概要 ■青少年会館の事業概要	お話の会で読み聞かせに伺いますが、その時はいつも満員で、在宅の親子の憩いの場になり和やかに交流されています。図書室では、他の図書館などとはちがって親子ばかりの利用なので、のびのびと利用されているように思います。 ゆめのひろばも、広々として身体を思いっきり動かせる場として楽しそうに利用されています。冬休みや夏休みなどの長期休暇、土日の活用で、駐車スペースもあることから、少し離れた場所からの利用のしやすさも耳にします。また、兄弟が多い場合も、利用がしやすく、助かっていると保護者の方から意見をいただきます。そのため、就学前の子育て支援として、親子にとって必要な場所です。	P44⑦青少年健全育成機能において、子育て支援の機能を記載しており、就学前の子どもを持つ家庭に必要な支援ができるよう取り組んでまいります。
4	19	(3) 施設の利用状況 (施設利用者数)	開館日数と利用者の減少については、新型コロナウイルスの影響により開館できなかった、もしくは、感染対策が十分に取れなかったという施設環境の面の課題があり、只々利用をしなくなったわけではないと思います。どちらかというところまで利用していたけど、感染拡大防止の観点から開館できなくなったから利用者が減少したということだと思います。	施設の利用者は減少傾向にありましたが、ご指摘のとおり新型コロナウイルス感染症の影響によりさらに利用者数が減少したことは認識しております。
5	21	(3) 施設の利用状況 (室別の利用者数と稼働率)	安中地域の3施設については、今の状況では部屋数が少なく必要な事業（講座等）が行えない状況であり、3施設複合になった場合に部屋数等が少なくなるような状況になれば困る状況である。そのため、複合施設になった場合には、部屋数等を増やしていただくとともに、利用者が利用しやすい施設を要望します。 今の施設（人権コミュニティセンター・老人福祉センター）については、バリアフリーになっておらず、車いすの利用者が利用しにくい状況になっています。そのため、複合施設になった場合には誰もが利用しやすい施設になるようお願いいたします。また、老人福祉センターについては高齢者の憩いの場でもあり、女性の休憩室（男性の休憩室）など個別の休憩場所の提供も必要だと思います。 (全5件)	諸室の規模については、P46に標準的な数を示しており、今後本構想の機能の具体化を進める上で検討してまいります。 また、施設のバリアフリーについては、大阪府福祉のまちづくり条例等の関係法令に則り、実施してまいります。加えて、休憩室につきましては、利用者のご意見をお聞きするなど、利便性が高い施設となるよう検討してまいります。
6	27～49	全体	八尾市立人権コミュニティセンター及び周辺施設整備基本構想は、とても素晴らしいもので適切な計画であり、今後も丁寧に進めていただきたいと思います。青少年会館などにおいては、在宅の子育ての大切な居場所として、利用している親子がおられるので、引き続き親子のあんな交流の場として、運営いただきたいと切に願います。 この地域の八尾市つどいの広場は2021年度より、隣接の八尾中学校区と合わせたエリアとなっていますが、こどもの発達を考えると、のびのびと、広々と利用できる場所としてより必要な場所です。	本構想は豊かな交流や活動が生まれ、様々な課題にワンストップで応える施設をコンセプトにしており、子育てについても引き続き交流が生まれるよう検討を進めてまいります。
7	28、36	②新施設の基本的な役割について (3) 機能の構成と規模 ①必要な8つの機能の構成	人権コミュニティセンターをモデルとして、新施設での交流で、街が活性化されるのではないかと思います。ここをモデルとして、八尾市全体にこのような相乗効果が、人権が尊重される市に繋がると思います。地域住民の意見、市民の意見を大切に進めて欲しいです。	P32(1) 新施設の基本的な役割の(3つの役割の継承)に記載のとおり、新施設では3つの施設が「密接に連携し、相乗効果を発揮できる施設」とし、住民や利用者との十分な意見交換を継続して行い、必要とされた機能については各コミュニティセンターにも展開していくことも視野に入れながら施設を検討してまいります。

番号	該当ページ	該当箇所	市民意見の主な内容	市の考え方
8	29	③新施設の備えるべき機能について	図書室とありますが、「貸出があるといい、うれしい」とよく耳にします。また、屋外広場とありますが、スペースはどのくらいの広さとイメージしているのか。グラウンドのような広いスペースが必要と思われませんが、どのように考えておられるのか教えていただきたいです。	P39の③生涯学習機能の図書・資料機能の考え方に記載のとおり、図書の配架を行う予定であり、具体的な運用方法については、今後検討してまいります。 また屋外広場につきましては、施設機能の検討を進める上で近隣施設の活用も含めて今後検討してまいります。
9	32	(1)新施設の基本的な役割	(3つの役割の継承)最後の行 「密接に連携し、相乗効果を発揮できる施設とします。」の部分を「密接に連携し、相乗効果を発揮する人権を基軸とした施設とします。」に変更 (全5件)	P32(1)新施設の基本的な役割の(3つの役割の継承)において、「いずれも基本的人権尊重の精神に基づいて市民の生活の向上や福祉の増進に寄与するという共通の役割を担っている」ことを記載し、その役割を継承していくものとしており、ご提案の趣旨を包含するものと認識しています。
10	32	(1)新施設の基本的な役割	「(3つの役割の継承)」について書かれているように、新たなニーズや課題にも対応できる施設として行っていく必要があります、そのためには、素案にも書かれているように「基本的人権尊重の精神に基づいて」と明記されている通り、今後も基本的人権の尊重はもちろん必要であるが、各課題(女性・子ども・高齢者・同和地区住民・外国人市民・障がい者)の人権については特に尊重する必要があり、一切の差別を許さない施設にする必要があります。 (全5件)	P35の③機能整備方針の人権コミュニティセンター機能に「地域の歴史を踏まえて人権尊重の精神を学び情報発信するとともに、近隣地域における住民生活の向上や様々な世代の生活課題の改善を図る隣保事業の機能を整備」することを記載しており、ご提案の趣旨を包含するものと認識しています。
11	33	(2)施設整備の方針 ②複合化パターンの比較検討	2施設の複合化については、新たな複合施設を建設する場所(面積)によっては、2施設の複合化についてもやむを得ないかなど考えるが、それにより青少年会館を廃止するようなことがあってはならないです。また、青少年会館のあり方(講座の内容や利用対象者)については、もっと議論するべきではあるが、廃止にはしてはならないし、2施設についても複合化という名目で事業の縮小化があってはならない。 (全5件)	P32(1)新施設の基本的な役割の(3つの役割の継承)に記載のとおり、新施設では人権コミュニティセンター、老人福祉センター、青少年会館それぞれの基本的な設置の目的の継承を基本としています。整備にあたっては、3施設が相互に連携し、相乗効果を発揮できる施設をめざすとともに、求められるニーズに即して機能を整理し、必要な機能については継承してまいります。
12	34	(2)施設整備の方針 ■複合化パターンの比較検討	これらのパターンや評価については、地域とも検討していないため、削除してください。 (全5件)	複合化パターンの比較につきましては、ワークショップによる提言を受けて定めた、P32(1)新施設の基本的な役割のコミュニティ拠点としての役割、多世代交流拠点としての役割を発揮するため、複合化の方向性を検討したものであり、新施設のあり方を検討する上で必要なものと認識しています。
13	35	(2)対象施設の概要 ③機能整備方針	中高生の居場所として貸館が始まっていますが、引き続き、どの中高生も安心して利用できるように、配慮して進めていただきたいです。	青少年会館で行われているP15,16に記載の「中高生の居場所づくり」につきましては、今後も必要な機能と認識しており、P35③機能整備方針の(青少年会館機能)に「青少年児童の誰もが利用でき、学び、遊び、体験できる居場所としての機能を整備します」と記載していることから、ご提案の趣旨を包含するものと認識しています。
14	35	(2)対象施設の概要 ③機能整備方針	3つ施設を複合化するにあたり、基本コンセプトとそれぞれの施設の機能がしっかりと書き込まれていない。今ある3施設はそれぞれの条例にのっとり、取り組みが進められています。地域への説明はそれぞれの施設の必要な部分は継承していくとことがワークショップでも議論されたことから、しっかりと条例に基づいた「人権コミュニティセンター機能」「老人福祉センター機能」「青少年会館機能」がわかるように記載してください。 (全5件)	P32(1)新施設の基本的な役割の(3つの役割の継承)に記載のとおり、新施設では人権コミュニティセンター、老人福祉センター、青少年会館それぞれの基本的な設置の目的の継承を基本とし、必要とされる機能は新施設に引き継いでまいります。

番号	該当ページ	該当箇所	市民意見の主な内容	市の考え方
15	35	(2) 対象施設の概要 ③施設整備方針	<p>芸術文化施設としての活用 建設予定施設が建設される地域は、課題を抱えた人々が多く暮らしている。それは周辺地域の人々の暮らしの中でも進行している事態だと考えられます。こうした状況をふまえ、新しくできる施設には住民が芸術文化に触れ、心豊かに人生を送っていきける場としての機能をぜひ持たせてほしいと思います。また自らが芸術文化の発信者として参画していくことで、生きがいを感じられるようになればよいと思います。そのために以下のような機能を施設に持たせることを希望します。</p> <p>①図書館的機能ゾーン 本に出合う機会が持てる施設とする。また読み聞かせスペースを作り、子育て世代の保護者が読み聞かせボランティアスタッフによる絵本の読み聞かせ会等に参加することで、子どもにとっての情操教育の保障や孤立しがちな子育て世代の保護者の交流する場となることを希望します。さらには図書館司書を配置することで近隣の小中学校の特色の一つとなると考えます。</p> <p>②美術等展示ギャラリーゾーン 一般市民や近隣小中学校の無料展示ギャラリーとなるスペースの設置。各施設での講座や小中学生が制作した作品をギャラリーに展示することで、美術作品を通じた世代を超えた交流を図ることや、製作者の自尊感情・自己肯定感を育むことが可能になるのではないかと考えます。また無料でも自分の作品の展示を希望する芸術家も少なからずおられるのではないかと考えます。そうした人たちの作品展示の機会を提供し、住民が芸術に身近に触れることができるのではないかと考えます。常に無料にというわけではなく有料の展示会を開催することで、地域外からの入場者が地域に来ることで、地域に対するイメージを変える機会となったり、地域の経済振興あるいは八尾市の経済振興の一助となるかもしれません。また、八尾市の高校生の作品や、市内外の大学生の作品を展示することは、校区の小中学生の芸術的感性を高めることになるとともに、高校生や大学生といった若者が地域を訪れることで少子高齢化が進む地域が活性化することにつながるかもしれません。</p> <p>③人権文化の発信基地としてのゾーン 建設予定施設が建設される地域は八尾市における人権保障の取り組みの発祥の地であり、人権文化のまちづくりを大切にし、継承させていくための記念館として、この施設を位置づけることを願います。そのために施設の一角には八尾市の様々な人権文化や人権保障の取り組みの歩みについての歴史の解説等を展示する部屋が設置されることを願います。また人権講和や人権研修のための会場となるホールが設置され、市民啓発のために活用されたり、市内外の子どもたちが人権学習で訪れ講和を聞くスペース、外部フィールドワークで地域を訪れた人が講和を聞くスペース等に活用されたりすることを願います。またこのホールは、人権学習のみの活用にとどまらず、演劇や音楽鑑賞用に活用されることも可能とし、住民が文化に触れる・参画する場となればと思います。</p> <p>④住民の交流の場・憩いの場としてのゾーン 建設予定施設内に庭園を造園し、地域住民が心を癒す場となればと思います。良い意味で人気の場所となることは地域のイメージアップにつながることも考えます。</p> <p>⑤ものづくり工房ゾーン 「ものづくりの町」をPRする八尾市です。多くの事業所がものづくりを行っており、それぞれからPR活動として市民参加型のクラフトスペースを提供してもらうのはどうでしょうか。創作活動を通して、住民が地域産業に関心を持ち、担い手となっていくことや住民どうしの交流を生み出していくことが期待されます。また地域住民がボランティアスタッフとなって子どもたちの創作活動を手助けする。そのことを通して子どもや保護者、住民のコミュニティーとしての絆や教育力が高まることが期待されます。</p>	<p>① P39③生涯学習機能として図書・資料の機能を記載しており、世代に応じた開架式の蔵書と読書スペース、読み聞かせスペースを設ける予定です。なお、図書館司書の配置などのご提案につきましては、具体的な取り組みを検討する上での貴重なご意見とさせていただきます。</p> <p>② P39③生涯学習機能として美術・工作の機能を記載しており、講座等で制作した作品の展示スペースの設置について検討してまいります。また、地域の学校との連携などのご提案につきましては、具体的な取り組みを検討する上での貴重なご意見とさせていただきます。</p> <p>③ 市民に広く人権に関する理解を深めていただくとともに、地域の歴史を踏まえて人権尊重の精神を学び情報発信することは必要な機能として認識しており、P39③生涯学習機能の図書・資料機能として記載している資料展示スペースを活用するなど、ご意見を踏まえて検討してまいります。また、人権講和等の会場となるホールの設置につきましては、P38②市民交流機能の集会機能として記載している部屋を活用するなど検討してまいります。</p> <p>④ P37①「まちの縁側」機能として、ロビーや娯楽スペースなど特に用はなくても誰でもやってきて気兼ねなくほっとできる居場所機能を記載しています。ご提案の庭園の設置につきましては、今後検討を進める上での貴重なご意見とさせていただきます。</p> <p>⑤ P39③生涯学習機能として、美術・工作の活動を行う機能を記載しています。ご提案の市民参加型のクラフトスペースにつきましては、具体的な取り組みを検討する上での貴重なご意見とさせていただきます。</p>

番号	該当ページ	該当箇所	市民意見の主な内容	市の考え方
16	35	(2) 対象施設の概要 ③機能整備方針	<p>地域住民の学習施設としての活用</p> <p>①子どもたちの自主学習スペース 地域や地域周辺には公営住宅（団地）が建ち並び、そこでの住居環境として大人も子どもも一人ひとりの学習スペースを確保することはなかなかできない状況があります。このことは子どもたちの自主学習習慣の形成における課題にも繋がっています。自主学習ができる場として近くには青少年会館やコミュニティセンターがありますが、活用できる年齢や対象は限られており、またブース数はきわめて少ない状況です。こうした自主学習スペースとして一番近い図書館は山本図書館であり、やや距離があります。建設予定施設内に子どもたち（主に中学生・高校生・大学生）が活用できる自主学習スペースを設置し、学力保障や進路保障に役立ててもらうことで、地域や八尾市を担う人材や世界に羽ばたく人材が育つことを願います。</p> <p>②教育を受けることが出来なかったり、外国にルーツがあったりすることで日本語の文字の読み書きや日本語の習得の必要のある人たちの学習の場としての学びの場としての機能を持つスペース 地域では識字教室や日本語教室が運営されてきました。その取り組みをさらに充実させていけるように学習環境の整った教室や執務室が建設予定施設内に設置されることを望みます。また外国から日本に直接編入してくる児童生徒の数は急速に増大しており、公立小中学校に編入する児童生徒数は昨年度に比べて秋時点で約2倍となっています。この傾向は今後も続くとともに、さらに増加していくことが予想されます。日本語がまったく分からない中で学校に通わざるをえない子どもたちへの支援として通訳の配置や日本語指導担当教員が配置されているのですが、編入校への配置が点在化してきていることもあって、人的にも財政的にも十分な保障が難しい現状があります。そのために他府県他市にて運用されている、初期日本語指導を渡日後一定期間行い、その後、編入校に繋いでいくための「プレスクール」（日本語指導が必要な児童生徒のための初期支援コース実施システム）の設置が望まれます。そのための教室や執務室が建設予定施設内に設置されることを望みます。</p> <p>③住民の生涯学習の場や、学び直しの場としての活用 生涯学習の場としての各種の講座を開設し、住民が学ぶことができる場や、事情により高等学校に行けなかった・中退した人たちが改めて進学を希望する場合の学び直しの場として施設が活用されることを願います。</p>	<p>① 小学校高学年、中・高生の自主学習スペースとして、P44⑦青少年健全育成機能として学習機能を記載しており、ご提案の子どもたちの自主学習スペースにつきましては、包含するものと認識しています。</p> <p>② P39③生涯学習機能として識字日本語・多文化共生機能を記載しており、ご提案の識字教室や日本語教室につきましては、包含するものと認識しています。なお、ご提案のプレスクールの設置などにつきましては、具体的な取り組みを検討する上での貴重なご意見とさせていただきます。</p> <p>③ P39③生涯学習機能やP42⑤隣保事業機能として各種講座を記載しており、ご提案の住民の生涯学習の場につきましては、包含するものと認識しています。なお、ご提案の改めて進学を希望する場合の学び直しの場につきましては、具体的な取り組みを検討する上での貴重なご意見とさせていただきます。</p>
17	35	(2) 対象施設の概要 ③機能整備方針	<p>住民の健康生活保障のために活用するとともに、地域コミュニティとしての活力を高め、地域の教育力や相互援助力を高める場として活用</p> <p>①子ども食堂 ②地域カフェ ③ふれあい朝市や地場産業（農家・園芸・作業所等）による販売イベント ④健康相談イベント ⑤災害対策や防犯等のためのイベント</p>	<p>ご提案の内容につきましては、現在実施されているものもありますが、今後具体的な取り組みを検討する上での貴重なご意見とさせていただきます。</p>
18	36	(3) 機能の構成と規模 ①必要な8つの機能の構成	<p>(3) 機能の構成と規模</p> <p>①必要な8つの機能の構成 西郡では桂人権コミュニティセンター（隣保館）を中心に相談支援や教育啓発、まちづくりの支援等を行ってきました。隣保事業がまさしくそれにあたり、地域の課題をワンストップで受け止め、必要とされる事業及び担当課へのつなぎ、本人への誘導支援等を担ってきました。 この図の説明には、「まちの縁側」なる機能が各事業をつなげるとありますが、P37の「まちの縁側機能」の説明では、ロビーと娯楽スペースの説明となっています。この機能が中心となり、それぞれの事業をつなげることはできないと考えます。今まで積み上げてきたように、隣保事業を中心とし、地域の課題解決に向けた新しい施設となるよう構成とそれにかかわる図となるよう変更してください。</p>	<p>新施設では、P32（1）新施設の基本的な役割の（多世代交流拠点としての役割の発揮）に記載のとおり、「世代にかかわらず広く市民が気軽に利用でき、学び、楽しみ、交流できる施設」とすることで、稼働率が高い施設となることをめざしており、誰でも自由に集える「まちの縁側」機能を備えることで、その実現ができるものと考え、必要な8つの機能の構成の中心に配置しています。</p>
19	37	(3) 機能の構成と規模 ①「まちの縁側」機能	<p>部落差別とは何かを、いつでも気軽に学習できるスペースが必要である。「まちの縁側機能」として学べるスペースとして展示や学習、人権情報が掲示できるようなスペースの設置をお願いします。</p>	<p>P42⑤隣保事業機能については、人権学習・啓発機能の考え方を包含する必要な機能と認識しており、それらの機能を誰でも自由に集える「まちの縁側」機能と連携することについては、具体的な取り組みを検討する上での貴重なご意見とさせていただきます。</p>

番号	該当ページ	該当箇所	市民意見の主な内容	市の考え方
20	39	(3) 機能の構成と規模 ③生涯学習機能	[提案] 1. 「③生涯学習機能」に「部落問題学習・人権啓発」を追記する 2. 「機能」の欄に「部落問題学習・人権啓発の展示空間」を追加する 3. 「考え方」として、「部落問題に関する基本的認識（歴史、取り組みの歩み、現状、今日の課題）について、パネルや現物の展示を通じて市民の生涯学習や人権啓発、子どもたちの人権学習の空間とする」と追記。「備考」として、「地区内外の市民の交流促進、賑わいのあるまちづくりの一助として市内各地からの来館が期待される」と追記。 (全2件)	市民に広く人権に関する理解を深めていただくとともに、地域の歴史を踏まえて人権尊重の精神を学び情報発信することは必要な機能として認識しており、P42⑤隣保事業機能にご提案の機能を包含しているものと考えています。 また本施設は、P35の③機能整備方針の人権コミュニティセンター機能において、「地域の歴史を踏まえて人権尊重の精神を学び情報発信する」と記載しており、人権学習・啓発機能は必要な機能と認識し、人権学習機能はP42⑤隣保事業機能に、啓発のための展示空間機能はP39③生涯学習機能に設けることとしています。 加えて、P32(1)新施設の基本的な役割（多世代交流拠点としての役割の発揮）に記載のとおり、本施設は「市内広域から利用者が集まる施設となっていることから、世代にかかわらず広く市民が気軽に利用でき、学び、楽しみ、交流できる施設」をめざしており、ご提案の趣旨を包含するものと認識しています。
21	39	(3) 機能の構成と規模 ③生涯学習機能	生涯学習の機能に部落差別や人権教育の機能の追加 部落問題をはじめ、あらゆる人権にかかわる「人権図書館」機能の追加 桂人権コミュニティセンターの始まりは隣保館であり、その後、解放会館・桂人権コミュニティセンターとその名称を変えてきた。八尾市民が部落差別をはじめあらゆる差別のことを学べる施設として、部落差別や人権を学べる場所であることを望みます。また、単なる図書機能ではなく、ここにくれば部落差別をはじめ人権・差別の専門書がある人権図書館として、深い学びにつながる市民を育成していただきたい。	P35の③機能整備方針の人権コミュニティセンター機能に「地域の歴史を踏まえて人権尊重の精神を学び情報発信するとともに、近隣地域における住民生活の向上や様々な世代の生活課題の改善を図る隣保事業の機能を整備」することを記載しており、P39の③生涯学習機能の図書・資料機能において、課題に応じた図書の配架を検討してまいります。
22	42	(3) 機能の構成と規模 ⑤隣保事業機能	[提案]「⑤隣保事業機能」に隣保館デイサービス事業を加える [理由] (1) 桂小学校区は高齢化率40%を超え、市内で一番の超高齢化校区である。 1. 隣保館事業の一つに「隣保館デイサービス事業」がある。P32(1)新施設の基本的な役割（3つの役割の継承）・・・時代の変化に対応できるよう整理し、今日求められている新たなニーズや課題にも対応できる施設とします。とある。 2. 隣保館デイサービス事業費は国補助があり財政負担の軽減も図れる。 [提案]「⑤隣保事業機能」の相談（生活相談、自立支援等）を総合生活相談事業に書き換える事。 [理由] (1) 隣保館における相談事業は生活相談～就労・自立支援までの相談をワンストップで行っている事業である。	人権コミュニティセンターでは、デイサービス事業は行っておらず、今後の機能を検討する上での貴重なご意見とさせていただきます。 また、相談機能については、P42⑤隣保事業機能として記載しており、生活相談、就労・自立支援を包含するものと認識していますが、ご提案の趣旨を踏まえ、P36、42⑤隣保事業機能、及びP46②諸室の規模の■諸室の構成一覧表において、「相談（生活相談、自立支援等）」を「総合生活相談（生活相談、自立支援、人権相談等）」に改めます。
23	42	(3) 機能の構成と規模 ⑤隣保事業機能	[提案]「⑤隣保事業機能」に人権相談を加える (全2件)	P42⑤隣保事業機能の「相談（生活相談、自立支援等）」とは、人権に関わる相談を包含するものと認識していますが、ご提案の趣旨を踏まえ、P36、42⑤隣保事業機能、及びP46②諸室の規模の■諸室の構成一覧表において、「相談（生活相談、自立支援等）」を「総合生活相談（生活相談、自立支援、人権相談等）」に改めます。
24	44	(3) 施設の構成と規模 ⑦青少年健全育成機能	青少年健全育成機能の紹介だが、写真は部屋ばかりがうつっていて、何を示しているのかわからない。両地域で行われたワークショップの中でも共通して屋外広場の必要性は意見として出ていることから、グラウンドを追加してください。青少年健全育成のためにはグラウンドは不可欠です。 (全5件)	P44⑦青少年健全育成機能の施設イメージ写真につきましては、各機能の事例をお示ししたものであり、これらの事例を参考に機能の具体化について検討してまいります。また屋外広場につきましては、P46の②諸室の規模において「グラウンド等の屋外活動用地については、近隣施設の活用も含め、検討していきます」と記載しており、今後本構想の機能の具体化を進める上で検討してまいります。
25	46	(3) 施設の構成と規模 ②諸室の規模	今はまだ、基本構想であり、どんな敷地にどんな広さの施設をつくるのかも、議論がされていない状況の中、部屋数まで書く必要はありません。基本コンセプトの議論を行う中で施設内容は決まるので、部屋数は削除。 (全5件)	諸室の規模につきましては、本構想で整理した機能に対応するために本市が考える標準的な諸室の数をお示ししたものであり、今後の基本計画策定に向けて必要なものと認識しています。
26	46	(3) 施設の構成と規模 ②諸室の規模	「グラウンド等の屋外活動用については、近隣施設の活用も含め検討する」とあるが、近隣施設とは何か説明がなされていない。グラウンドの項目を44ページ青少年健全育成機能に明記し、尚且つ、46ページ諸室の構成一覧表の中にグラウンドを明記。そして先の「グラウンド等の・・・」の部分は削除してください。 (全5件)	青少年健全育成機能などにおける屋外広場については、公園等の近隣施設の活用も含めて今後検討を進めてまいります。

番号	該当ページ	該当箇所	市民意見の主な内容	市の考え方
27	46	(4) 施設用地の考え方	[提案] 「(4) 施設用地の考え方」の「・・・立ち寄り交流できることを基本とし」の後に、「地域住民が長年にわたって練り上げ合意を形成してきた『わがまち推進計画』での配置提案を最大限尊重し」を挿入する。	P5の■わがまち推進計画に「市は総合計画の基本構想等との整合に照らしつつ、わがまち推進計画が示す思いや内容については最大限尊重するとともに、推進計画にある事業の実現に努め、また必要な支援を行う」と記載しており、わがまち推進計画を最大限尊重して本構想を進めてまいります。
28	47、49	(1) 事業費について (2) 事業手法 (3) 今後の進め方と課題	事業費及び事業手法について ① P47 (1) 事業費について 「合理的でコンパクトな施設計画」とあるが、結果として機能の縮小や利用者にとって使い勝手の悪いものにならないようにすべきだ。複合化＝総合化は3施設の存続と機能更新を進めるうえでの一つの方策であり、行財政効率のみを動機とする3施設の統廃合＝「合築」を自己目的化することは認められない。 ② P47 (2) 事業手法について いずれの事業手法を取る場合でも、その前提として施設の立地条件、規模、施設の内容等に関しては設計段階から、この基本構想策定のためのワークショップ等に参加し意見を述べてきた地元住民、関係組織の要望を十分に反映することが必要である。新施設の機能、目的の達成と利用当事者の意見を反映した設計は不可分の関係にあることを踏まえることが必要である。 ③ 以上の視点から、P49 今後の進め方 の内容について 「住民や利用者との十分な意見交換を継続」の内容として、以下の通り「計画にあたっては地元住民、関係組織、市民代表等の参加による『総合施設建設検討委員会（仮称）』を設置する」との文言を追加するよう提案、要望する。	複合化については、各施設の利用者数が減少傾向にある中、P33(2) 施設整備の方針の①基本的な考え方に記載のとおり、「将来のニーズに即し、各施設の特性を活かしつつ稼働率が高まるように利用しやすい施設規模とする」こと、また「単独施設では確保しづらい新たな機能も適切に設ける」という観点から実施するものであり、よりよい施設となるよう取り組んでまいります。 また、P49(3) 今後の進め方と課題で「検討過程においては、住民や利用者との十分な意見交換を継続して行う」と記載しており、住民等の意見を取り入れつつ、具体的な意見交換の手法については今後検討してまいります。
29	49	(3) 今後の進め方と課題	基本構想を作るにあたり、3施設の運営委員会及び西郡まちづくり協議会も参画し、ワークショップを行ってきました。今後の進め方の中、検討過程において住民や利用者しか書かれておらず、今回かかわった方々が無視されているように受け止めます。また、西郡地区わがまち推進計画においては長年、ハードも含めた西郡の活性化について、長年、八尾市行政と話し合いをし、進めていた過程があることから、今後の進め方において、まちづくり協議会やわがまち推進計画など、積み重ねてきた議論が反映されるよう、わがまち推進計画や西郡まちづくり協議会及び各種運営委員会についても明記するよう求めます。 今回のワークショップにおいては、コロナ禍の中で行ってきたことは十分承知していますが、ワークショップに利用者が参加できなかったり、十分に話し合いができたとは言えない状況もあります。これらのことを踏まえ、今後の進め方には十分に「利用者への参加の配慮」を明記してください。 (全5件)	P49(3) 今後の進め方と課題で「検討過程においては、住民や利用者との十分な意見交換を継続して行う」と記載しており、住民等の意見を取り入れつつ、具体的な意見交換の手法については今後検討してまいります。
30	—	基本構想全体	総論 「合築」と「複合機能施設」について 基本構想素案では地域内3施設の整備について「合築」の表現が使われていますが、それでは、3施設を廃して一つの建物にまとめる、という縮小的印象を与えることになるおそれがあります。老朽化を一つのきっかけとして、地域のためにより効果的な公的施設としての機能の更新を図ることが目的であるならば、それぞれの施設の建設経過、目的を踏まえ、機能の存続と充実を前提とし、ひとつの方策として複合機能を持つ新たな「地域人権総合施設」の建設計画であること明確に表現する事業名称とすべきです。	P32(1) 新施設の基本的な役割の(3つの役割の継承)に記載のとおり、新施設では人権コミュニティセンター、老人福祉センター、青少年会館それぞれの基本的な設置の目的の継承を基本としています。整備にあたっては、3施設が相互に連携し、相乗効果を発揮できる施設をめざすとともに、将来のニーズに即し、各施設の特性を活かしつつ稼働率が高まるように利用しやすい施設規模を検討してまいります。
31	—	基本構想全体	人権コミュニティセンター、老人福祉センター、青少年会館が老朽化により、施設環境を新しくすることは良いことだと思います。新しいニーズに応える施設も重要ですし、これまでのニーズを継承していくことも大事だと思います。それぞれの施設の課題を解決する必要もありますが、各施設はそれぞれの地域の課題を解決するためだと思います。新しい施設構想がその課題解決につながるものであることを願います。 施設としては、汎用性のあり、誰もが安心して利用することができる、さまざまな人が利用できる、可能性が広がる設備がある施設が望ましいと考えます。だからこそ、人権尊重の精神・理念に基づくものであることに期待します。そのためにも、日頃利用している方はもちろん、地域の方や周辺の施設からの意見も取り入れて、これからも協議していく必要があると思います。	新施設は、P32(1) 新施設の基本的な役割の(3つの役割の継承)に記載するとおり、人権コミュニティセンター、老人福祉センター、青少年会館それぞれの基本的な設置の目的の継承を基本としています。また、時代のニーズに即した新たな機能を加えるとともに、利用者間の交流等により豊かなコミュニティの形成ができる施設をめざし、住民等との十分な意見交換を行いつつ、最適な施設整備を図ることを目的としていることから、ご提案の趣旨を包含するものと認識しています。
32	—	基本構想全体	素案では、西郡と安中地域の人権コミセン、老人福祉センター、青少年会館の3施設について複合化を含めた新たな施設を建設していくように読み取れるが、結論ありきのようで、なぜそういうことになるのか、理解しがたいし、納得できない。 理由として、それぞれの施設の老朽化があげられているが、各施設が設置されて以降、改築工事や耐震補強工事がやられているのか、明らかにしてもらいたい。	耐震補強工事が必要な建物は改修を実施したことにより、いずれの施設も耐震基準は満たしており、適切な維持管理に努めています。一方で、バリアフリー化などの課題を抱えているため機能更新を行うものであり、P33(2) 施設整備の方針の①基本的な考え方に記載のとおり、「将来のニーズに即し、各施設の特性を活かしつつ稼働率が高まるように利用しやすい施設規模とする」こと、また「単独施設では確保しづらい新たな機能も適切に設ける」という観点から複合化するものです。

番号	該当ページ	該当箇所	市民意見の主な内容	市の考え方
33	—	基本構想全体	<p>老人福祉センター、青少年会館については、そもそも地域住民を対象にしてつくられた施設である。</p> <p>しかも、西郡地域の施設利用状況を見ると平成26年当時とくらべ大きく減少している。安中地域の施設利用状況は、年度ごとの推移が示されていないが、そんなに多くないと思われる。</p> <p>素案は、各施設とも地域住民だけでなく、全市民を対象にした施設と位置づけられていると考えるが、そうであれば、減少している利用状況の原因を明確にし、全市民対象の施設として、場所と施策やサービスのあり方など見直す必要があると考える。</p>	<p>近年の利用者数の減少は新型コロナウイルス感染症の影響によるものと認識していますが、老人福祉センター及び青少年会館は、全市域から利用者が集まる施設となっており、新施設においても、その位置づけを継承しつつ、時代のニーズに即した新たな機能を加えるなど、最適な施設整備をめざしてまいります。</p>
34	—	基本構想全体	<p>青少年会館にある屋外広場について、統合後に引き継がれないようであるが、以下の理由から、屋外の活動場所が必要と考える。</p> <p>青少年会館機能の面からは、青少年の身体を育むスポーツ活動やレクリエーション活動を現在も行っているがその継続が必要である。老人福祉センター機能の面からは、高齢者の健康の維持・増進のためには、緩やかな運動が不可欠であり、ゲートボール等の屋外での適度なスポーツが最も有効である。人権コミュニティセンター機能の面からは、地域において定期的な朝市や年間を通じてすべての世代が関わる地域内のイベントが行われているが、現在は人権コミセン横の西郡こども園の送迎用駐車場を使用している状況であり、それでは狭い場合は、青少年会館の屋外広場を活用しているのが現状である。</p> <p>上記により、青少年の育成、高齢者の健康維持、すべての世代の地域住民が集う場としての屋外の広場については、必須であると思われる。計画にこの件について盛り込んでいただきたい。</p>	<p>屋外広場につきましては、P46の②諸室の規模において「グラウンド等の屋外活動用地については、近隣施設の活用も含め、検討していきます」と記載しており、今後本構想の機能の具体化を進める上で検討してまいります。</p>
35	—	基本構想全体	<p>老人福祉センターや青少年会館の利用を望む市内関係団体のヒヤリングを行ない、その要望・意見も素案に反映すべきである。</p>	<p>P49(3)今後の進め方と課題で「検討過程においては、住民や利用者との十分な意見交換を継続して行う」と記載しており、住民等の意見を取り入れつつ、具体的な意見交換の手法については今後検討してまいります。</p>
36	—	基本構想全体	<p>着工時期や、場所は決まっているのですか？</p>	<p>具体的な施設の着工時期や整備用地は未定ですが、P49(3)今後の進め方と課題に則り、基本計画を策定する中で検討し、早期に着工できるよう取り組んでまいります。</p>
37	—	—	<p>パブコメのあり方について</p> <p>パブコメは、八尾市民全体を対象とし、広く市民の意見を聞き、反映させる制度であると考えますが、本基本構想(素案)のパブコメについて思うことは、そもそもその内容が市民全体に周知する措置がとられていない。実施要領や意見提出用紙が市役所本庁舎では、担当課である政策推進課の窓口テーブルの上に何の表示もなく置いてあるだけで、来庁する市民の目にふれる1階など、どこにも見当たらない。</p> <p>市政だよりを見ると、現在実施しているパブコメの表題と募集期間は記載されているが、表題についての内容は一切記載されていない。</p> <p>これでは、広く市民に周知し、意見を聞くことにならないと思う。パブコメについて、その目的にかなったあり方に改善してもらいたい。</p>	<p>本構想のパブリックコメントにおいては、市役所本庁舎1階総合案内や3階情報公開室などに実施要領等を配架し周知を行ってまいりました。いただきましたご意見につきましては、周知方法を検討する上での貴重なご意見とさせていただきます。</p>